

令和元年9月30日

建設コンサルタント業務受注者の皆様へ

農地整備課長

農業農村整備事業設計積算要領（調査・測量・設計）の改定について

農業農村整備事業設計積算要領（調査・測量・設計）について、改定しましたのでお知らせします。

○主な改定内容

「設計積算要領（調査・測量・設計）新旧対照表」のとおりです。

○適用時期

令和元年10月1日以降に適用します。

このことに関するお問い合わせは
秋田県農林水産部農地整備課技術管理班
TEL：018-860-1835

農業農村整備事業設計積算要領（調査・測量・設計） 新旧対照表

変更事項：赤書き、赤枠

新	旧																																						
<p>第1章 通則</p> <p>1. 適用範囲 [略]</p> <p>2. 技術者の職種区分と基準日額</p> <p>2-1. [略]</p> <p>(1) 地質、土質調査業務技術者 [略]</p> <p>(2) 測量業務関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 種</th> <th style="text-align: center;">職種区分定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量主任技師</td> <td>測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。</td> </tr> <tr> <td>測量技師</td> <td>測量士で測量上級主任技師又は測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。</td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td>上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。 また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。</td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td>測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。</td> </tr> <tr> <td>操縦士</td> <td>測量用写真の撮影に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で、操縦を担当する者。</td> </tr> <tr> <td>整備士</td> <td>一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影に使用する航空機の整備を担当する者。</td> </tr> <tr> <td>撮影士</td> <td>測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務を担当する者。 また、撮影助手を指揮、指導して撮影を実施する者。</td> </tr> <tr> <td>撮影助手</td> <td>撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影の補助業務を担当する者。</td> </tr> <tr> <td>測量船操縦士</td> <td>水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操縦その他の作業を担当する者。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 数値基準</p> <p>3-1. 設計表示単位の取扱い</p> <p>(1) 積算に用いる設計表示単位及び数値は、下表のとおりとする。</p> <p>(2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合には、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。</p> <p>(3) 設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、設計</p>	職 種	職種区分定義	測量主任技師	測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。	測量技師	測量士で測量上級主任技師又は測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。	測量技師補	上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。 また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。	測量助手	測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。	操縦士	測量用写真の撮影に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で、操縦を担当する者。	整備士	一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影に使用する航空機の整備を担当する者。	撮影士	測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務を担当する者。 また、撮影助手を指揮、指導して撮影を実施する者。	撮影助手	撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影の補助業務を担当する者。	測量船操縦士	水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操縦その他の作業を担当する者。	<p>第1章 通則</p> <p>1. 適用範囲 [略]</p> <p>2. 技術者の職種区分と基準日額</p> <p>2-1. [略]</p> <p>(1) 地質、土質調査業務技術者 [略]</p> <p>(2) 測量業務関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 種</th> <th style="text-align: center;">職種区分定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量主任技師</td> <td>測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。</td> </tr> <tr> <td>測量技師</td> <td>測量士で測量上級主任技師又は測量主任技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。</td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td>上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。 また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。</td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td>測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。</td> </tr> <tr> <td>操縦士</td> <td>測量用写真の撮影に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で、操縦を担当する者。</td> </tr> <tr> <td>整備士</td> <td>一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影に使用する航空機の整備を担当する者。</td> </tr> <tr> <td>撮影士</td> <td>測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務を担当する者。 また、撮影助手を指揮、指導して撮影を実施する者。</td> </tr> <tr> <td>撮影助手</td> <td>撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影の補助業務を担当する者。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	職 種	職種区分定義	測量主任技師	測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。	測量技師	測量士で測量上級主任技師又は測量主任技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。	測量技師補	上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。 また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。	測量助手	測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。	操縦士	測量用写真の撮影に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で、操縦を担当する者。	整備士	一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影に使用する航空機の整備を担当する者。	撮影士	測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務を担当する者。 また、撮影助手を指揮、指導して撮影を実施する者。	撮影助手	撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影の補助業務を担当する者。
職 種	職種区分定義																																						
測量主任技師	測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。																																						
測量技師	測量士で測量上級主任技師又は測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。																																						
測量技師補	上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。 また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。																																						
測量助手	測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。																																						
操縦士	測量用写真の撮影に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で、操縦を担当する者。																																						
整備士	一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影に使用する航空機の整備を担当する者。																																						
撮影士	測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務を担当する者。 また、撮影助手を指揮、指導して撮影を実施する者。																																						
撮影助手	撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影の補助業務を担当する者。																																						
測量船操縦士	水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操縦その他の作業を担当する者。																																						
職 種	職種区分定義																																						
測量主任技師	測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。																																						
測量技師	測量士で測量上級主任技師又は測量主任技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。																																						
測量技師補	上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。 また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。																																						
測量助手	測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。																																						
操縦士	測量用写真の撮影に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で、操縦を担当する者。																																						
整備士	一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影に使用する航空機の整備を担当する者。																																						
撮影士	測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務を担当する者。 また、撮影助手を指揮、指導して撮影を実施する者。																																						
撮影助手	撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影の補助業務を担当する者。																																						

表示単位一覧及び業務内容を勘案して適正に定めるものとする。

(4) 設計数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。

(5) 設計表示単位及び数位の適用は細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。

① 設計表示単位一覧

項目	工種	種別	細別	積算に用いる 単位及び数位表示		
				単位	数位	
調査 業務	直接調査費	機械ボーリング	土質ボーリング	m	0.1	
			岩盤ボーリング	m	0.1	
		サウンディング及び 原位置試験	スウェーデン式サウンディング	m	0.1	
			オランダ式二重管コーン貫入試験	m	0.1	
		運搬費 (現場内小運搬)	ポータブルコーン貫入試験	m	0.1	
			人肩運搬	t	0.1	
			特装车運搬(クローラ運搬)	t	0.1	
			モノレール運搬	t	0.1	
		仮設費	搬入路伐採等	索道(ケーブルクレーン)運搬	t	0.1
				箇所	1	
測量 業務	水準測量	1～4級水準測量	1～4級水準測量	km	0.1	
			応用測量	路線測量	現地踏査	km
	線形決定	km	0.01			
	I P 設置測量	km	0.01			
	中心線測量	km	0.01			
	仮BM設置測量	km	0.01			
	縦断測量	km	0.01			
	横断測量	km	0.01			
	用地幅杭設置測量	km	0.01			
	伐採	km	0.01			
	現地測量	現地測量	km ²		0.001	

項目	工種	種別	積算に用いる 単位及び数位表示	
			単位	数位
設計 業務	用水路路線計画	構想設計・基本設計・実施設計	m	1
	用水路(開水路)	構想設計・基本設計・実施設計	m	1
	水路トンネル	構想設計・基本設計・実施設計	m	1
	排水路路線計画	構想設計・基本設計・実施設計	m	1
	排水路	構想設計・基本設計・実施設計	m	1
	バイブライン路線計画	構想設計・基本設計・実施設計	m	1
	バイブライン	構想設計・基本設計・実施設計	m	1
	暗渠	基本設計・実施設計	m	1
	サイホン	基本設計・実施設計	m	1
	ほ場整備	基本設計・実施設計(設計面積)	ha	1
		基本設計・実施設計(送配水管路工)	km	0.1
	畑地かんがい施設	構想設計・基本設計・実施設計(設計面積)	ha	1
		構想設計・基本設計・実施設計(幹線支線水路)	km	0.1
	農道道路計画	構想設計・基本設計・実施設計	m	1
道路トンネル	基本設計・実施設計	m	1	
機能 診断 業務	機能診断(調査)	現地踏査(線の構造物)	km	0.001
		近接目視(線の構造物)	m ²	1
		近接目視(点の構造物)	m ²	1
	機能診断(設計)	機能診断(線の構造物)	km	0.001

(追加)

4. 調査、測量、設計の手順

4-1. 流れ図

[略]

4-2. 協議、検討事項の説明

[略]

5. 機械器具経費

[略]

6. 諸経費の算出に関する留意事項

[略]

7. 設計変更の積算方法

(1) 設計変更の積算は一般土木工事と同じ方法で行う。

標準工期の算出方法

工期の算定は、下記を参考に運用するものとする。

なお、算定にあたっては業務の作業内容等を十分考慮する。

① 調査業務の工期算定方式

$$\text{工期} = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6 + P7$$

P1 : 内業工期	(内業実日数は1業務あたり20日を標準) ×30/18
P2 : 外業工期	(外業実日数) ×30/18
P3 : 準備日数	15~30日 (土木工事に類する場合は30日)
P4 : 成果品作成日数	10日
P5 : 打合せ・その他日数	10日 (打合せ回数3回程度で、移動日・時間調整を含む)
P6 : 外業・内業段取り替え	5~15日 (土木工事に類する場合は15日、後片付け含む)
P7 : その他	(土地立ち入り手続き等に要する日数)

② 測量業務の工期算定式

$$\text{工期} = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6 + P7$$

P1 : 内業工期	(内業技師補日数) ×2.0×30/18
P2 : 外業工期	(外業技師補日数) ×30/18
P3 : 準備日数	15日
P4 : 成果品作成日数	10日
P5 : 打合せ・その他日数	10日 (打合せ回数3回程度で、移動日・時間調整を含む)
P6 : 外業・内業段取り替え	5~10日 (後片付け含む)
P7 : その他	(土地立ち入り手続き・成果検定 (30日を標準とする) 等に要する日数)

3. 調査、測量、設計の手順

3-1. 流れ図

[略]

3-2. 協議、検討事項の説明

[略]

4. 機械器具経費

[略]

5. 諸経費の算出に関する留意事項

[略]

6. 設計変更の積算方法

(1) 設計変更の積算は一般土木工事と同じ方法で行う。

標準工期の算出方法

工期の算定は、下記を参考に運用するものとする。

なお、算定にあたっては業務の作業内容等を十分考慮する。 [略]

① 調査業務の工期算定方式

$$\text{工期} = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6 + P7$$

P1 : 内業工期	(内業実日数は1業務あたり20日を標準) ×30/18
P2 : 外業工期	(外業実日数) ×30/18
P3 : 標準日数	15~30日 (土木工事に類する場合は30日)
P4 : 成果作成日数	10日
P5 : 打合せ・その他日数	10日 (打合せ回数3回程度で、移動日・時間調整を含む)
P6 : 外業・内業段取り替え	5~15日 (土木工事に類する場合は15日、後片付け含む)
P7 : その他	(土地立ち入り手続き等に要する日数)

② 測量業務の工期算定式

$$\text{工期} = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6 + P7$$

P1 : 内業工期	(内業技師補日数) ×2.0×30/18
P2 : 外業工期	(外業技師補日数) ×30/18
P3 : 標準日数	15日
P4 : 成果作成日数	10日
P5 : 打合せ・その他日数	10日 (打合せ回数3回程度で、移動日・時間調整を含む)
P6 : 外業・内業段取り替え	5~10日 (後片付け含む)
P7 : その他	(土地立ち入り手続き・成果検定 (30日を標準とする) 等に要する日数)

③ 設計業務の工期算定式

$$\text{工期} = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6$$

- P1：内業工期 (歩掛総数の多い職種日数) × 1.35 × 30/18
P2：外業工期 (外業実日数) × 30/18
P3：準備日数 15日
P4：成果品作成日数 10日
P5：打合せ・その他日数 20日 (打合せ回数5回程度で、移動日・時間調整を含む)
P6：その他 (地元調整・他省庁協議等に要する日数)

8. その他
[略]

9. 旅費、交通費の積算
以下の要領による。

秋田県 農業農村整備 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領

1. ～2. [略]

3. 旅費交通費構成費目の内容

現地作業等旅費交通費、打合せ旅費交通費は、作業打合せ及び現地調査等に必要経費で、交通費、日当、宿泊費で構成する。

(1) 交通費

交通費は、作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な技術者の移動に要する費用である。

(2) 日当

日当は、作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な技術者に要する費用である。

(3) 宿泊費

宿泊費は、作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な技術者の宿泊等に要する費用である。

4. 旅費交通費対象職種 ※主な業務について記載
[略]

5. 旅費交通費の積算

作業打合せ及び現地作業等に要する旅費交通費の積算は、最も経済的な経路により次の算定方法により算定する。

交通手段の選定にあたっては「5-2 通勤及び滞在の区分」、交通費の算定にあたっては「5-5 交通費」によるものとし、現地での作業を伴う業務はライトバン、その他の業務については公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。

5-1. ～5-2 [略]

③ 設計業務の工期算定式

$$\text{工期} = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6$$

- P1：内業工期 (歩掛総数の多い職種日数) × 1.35 × 30/18
P2：外業工期 (外業実日数) × 30/18
P3：標準日数 15日
P4：成果作成日数 10日
P5：打合せ・その他日数 20日 (打合せ回数5回程度で、移動日・時間調整を含む)
P6：その他 (地元調整・他省庁協議等に要する日数)

7. その他
[略]

8. 旅費、交通費の積算
以下の要領による。

秋田県 農業農村整備 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領

1. ～2. [略]

3. 旅費交通費構成費目の内容

現地作業旅費交通費、打合せ旅費交通費は、現地作業・現地調査及び打合せ等に必要経費で、交通費、日当、宿泊費で構成する。

(1) 交通費

交通費は、現地作業・現地調査及び打合せ等を実施するために必要な技術者の移動に要する費用である。

(2) 日当

日当は、現地作業・現地調査及び打合せ等を実施するために必要な技術者に要する費用である。

(3) 宿泊費

宿泊費は、現地作業・現地調査及び打合せ等を実施するために必要な技術者の宿泊等に要する費用である。

4. 旅費交通費対象職種 ※主な業務について記載
[略]

5. 旅費交通費の積算

現地作業及び打合せに要する旅費交通費の積算は、最も経済的な経路により次の算定方法により算定する。

交通手段の選定にあたっては「5-2 通勤及び滞在の区分」、交通費の算定にあたっては「5-5 交通費」によるものとし、現地での作業を伴う業務はライトバン、その他の業務については公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。

5-1. ～5-2 [略]

- 5-3. 現地作業等旅費交通費の積算
 - 5-3-1. 通勤により業務を行う場合
[略]
 - 5-3-2. 滞在して業務を行う場合
 - (1) 現地作業等
[略]
- 5-4. ～5-6 [略]

第2章 調査

- 1. 一般事項
[略]

2. 積算基準

- 2-1. ～2-2. [略]

2-3. 地質、土質調査業務費構成費目の内容

- 2-3-1. 一般調査業務費
[略]

- (1) 純調査費
[略]

- 1) 直接調査費
[略]

- 2) 間接調査費

間接調査費は、直接調査費以外に各調査部門に共通して必要な経費で、運搬費、準備費、仮設費、安全費、借地料、旅費交通費、施工管理費、営繕費及びその他で構成する。

- ① [略]

- ② 準備費

準備費は、調査作業を実施するために必要な準備(資機材の準備・保管、ボーリング地点の位置出し、資材置場と作業場所に係る伐開除根及び整地、各種許可・申請手続等)及び後片付け作業、搬入路伐採等に要する費用である。

- ③～⑨ [略]

- 3) 業務管理費
[略]

- (2) 一般管理費等
[略]

- 2-3-2. ～2-3-3. [略]

- 2-4. 地質、土質調査業務の積算
[略]

- 2-4-1. 一般調査業務
 - (1) 直接調査費
[略]

- 5-3. 現地作業旅費交通費の積算
 - 5-3-1. 通勤により業務を行う場合
[略]
 - 5-3-2. 滞在して業務を行う場合
 - (1) 現地作業
[略]
- 5-4. ～5-6 [略]

第2章 調査

- 1. 一般事項
[略]

2. 積算基準

- 2-1. ～2-2. [略]

2-3. 地質、土質調査業務費構成費目の内容

- 2-3-1. 一般調査業務費
[略]

- (1) 純調査費
[略]

- 1) 直接調査費
[略]

- 2) 間接調査費

間接調査費は、直接調査費以外に各調査部門に共通して必要な経費で、運搬費、準備費、仮設費、安全費、借地料、旅費交通費、施工管理費、営繕費及びその他で構成する。

- ① [略]

- ② 準備費

準備費は、調査作業を実施するために必要な準備(伐開除根、測量、各種許可・申請手続等)及び後片付け作業、搬入路伐採等に要する費用である。

- ③～⑨ [略]

- 3) 業務管理費
[略]

- (2) 一般管理費等
[略]

- 2-3-2. ～2-3-3. [略]

- 2-4. 地質、土質調査業務の積算
[略]

- 2-4-1. 一般調査業務
 - (1) 直接調査費
[略]

1) 直接人件費

直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

① 所要人員

所要人員については、「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

② [略]

2) 材料費

[略]

3) 機械経費

機械経費の算定は、別に定める「土地改良事業等機械損料算定表」及び「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

(2)～(3) [略]

2-4-2. ～2-4-4. [略]

別表-1 [略]

3. 地質、土質調査業務市場単価

[略]

3-1. その他運用事項

3-1-1. サウンディング及び原位置試験

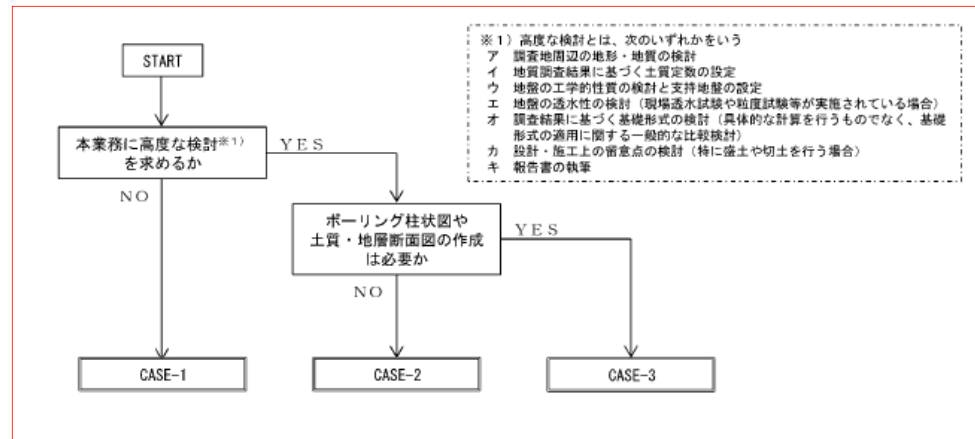
[略]

3-1-2. 解析等調査業務

[略]

3-1-3. 解析等調査業務選定フロー

(ダム、トンネル、地すべり等の大規模な業務や技術的に高度な業務は除く)



1) 直接人件費

直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

① 所要人員

所要人員については、「農林水産省標準積算基準（調査・測量・設計）」によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

② [略]

2) 材料費

[略]

3) 機械経費

機械経費の算定は、別に定める「土地改良事業等機械損料算定表」及び「農林水産省標準積算基準（調査・測量・設計）」によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

(2)～(3) [略]

2-4-2. ～2-4-4. [略]

別表-1 [略]

3. 地質、土質調査業務市場単価

[略]

3-1. その他運用事項

3-1-1. サウンディング及び原位置試験

[略]

3-1-2. 解析等調査業務

[略]

(追加)

種 別 ・ 規 格	CASE-1		CASE-2		CASE-3	
	一般	解析等	一般	解析等	一般	解析等
1) 既存資料の収集・現地調査 【解析等】に計上	ア 関係文献等の収集と検討	○		○		○
	イ 調査地周辺の現地踏査		○		○	○
	ウ 電子成果品の作成		○		○	○
2) 資料整理取りまとめ 【一般】・【解析等】の 両方に計上	ア 各種計画結果の評価及び考察（異常データのチェックを含む）		○			○
	イ 試料の観察		○			○
	ウ ボーリング柱状図の作成	○			○	
	エ 電子成果品の作成		○			○
3) 断面図等の作成 【一般】・【解析等】の 両方に計上	ア 地層及び土性の判定		○			○
	イ 土質又は地質断面図の作成（着色を含む）	○	○		○	○
	ウ 電子成果品の作成		○			○
4) 総合解析取りまとめ 【解析等】に計上	ア～キ 高度な検討			○		○
	ク 電子成果品の作成			○		○

注) 一般：一般調査業務
解析等：解析等調査業務

4. 参考資料 [略]

第3章 測量

1. 一般事項 [略]

2. 積算基準

2-1. ～2-2. [略]

2-3. 測量業務費構成費目の内容

2-3-1. 測量作業費
[略]

(1) 直接測量費
[略]

1) 直接人件費

直接人件費は、測量の実施に必要な技術者に要する費用である。(作業打合せ及び現地作業等の旅行日に係る技術者の基準日額を含む。)

2)～5) [略]

(2)～(3) [略]

2-3-2. ～2-3-3. [略]

2-3-4. 測量業務費の積算
[略]

(1) 測量作業費

1) 直設測量費
[略]

① 直接人件費

直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

(追加)

4. 参考資料 [略]

第3章 測量

1. 一般事項 [略]

2. 積算基準

2-1. ～2-2. [略]

2-3. 測量業務費構成費目の内容

2-3-1. 測量作業費
[略]

(1) 直接測量費
[略]

1) 直接人件費

直接人件費は、測量の実施に必要な技術者に要する費用である。(作業打合せ及び現地作業等の旅行日に係る技術者を含む。)

2)～5) [略]

(2)～(3) [略]

2-3-2. ～2-3-3. [略]

2-3-4. 測量業務費の積算
[略]

(1) 測量作業費

1) 直設測量費
[略]

① 直接人件費

直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

ア 所要人員

所要人員については、「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」又は本要領によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

イ 基準日額

基準日額は、「実施単価表」によるほか、実情に即した賃金を採用するものとする。

② 材料費

材料費の算定は、「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」又は本要領に示す直接人件費に対する割合によるものとし、これに抛りがたい場合は、適正と認められる実績又は資料によるものとする。

③ 機械経費

機械経費の算定は、「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」又は本要領に示す直接人件費に対する割合によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

④ [略]

2) 諸経費

[略]

(2) 測量調査費

[略]

(3) 消費税相当額

消費税相当額は、測量業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

別表-1 [略]

[別 添] 測量業務標準歩掛

1. 一般事項

1-1～1-3 [略]

1-4 作業条件による補正

- (1) 作業条件による補正は、各測量の歩掛に示す作業条件（地形、地物、縮尺、測量幅、測点間隔等）により変化率で補正する。

変化率は、相互に独立であると仮定し、代数和の形で種々の条件をとり入れる。直接作業費単価は各条件に対応する変化率の代数和に1を加えた値を標準単価に乗じて決める。ここでいう標準単価は直接測量費のうち、各種標準歩掛等によって得られる単価である。

- (2) 変化率はそれぞれの条件における標準値を示すもので、おのずから若干の幅がある。したがって、適用に当たっては測量作業の諸条件を十分加味して積算する。また、条件が二つ以上にまたがる測量作業の場合は、延長、面積、作業量等のうち適当なものを「重み」とした加重平均値（小数点以下3位を四捨五入のうえ、小数点以下2位止め）を用いるものとする。

次に、縮尺については、一般に多く用いられると思われるものをベースとしているのでその中間のものが必要なときは、その前後の縮尺の歩掛を参考として修正のうえ適用することとする。

ア 所要人員

所要人員については、本要領によるもののほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

イ 基準日額

基準日額は、別に定める「実施単価表」によるほか、実情に即した賃金を採用するものとする。

② 材料費

材料費の算定は、本要領又は「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に示す直接人件費に対する割合によるものとし、これに抛りがたい場合は、適正と認められる実績又は資料によるものとする。

③ 機械経費

機械経費の算定は、本要領又は「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に示す直接人件費に対する割合によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

④ [略]

2) 諸経費

[略]

(2) 測量調査費

[略]

(3) 消費税相当額

消費税相当額は、測量業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

別表-1 [略]

[別 添] 測量業務標準歩掛

1. 一般事項

1-1～1-3 [略]

1-4 作業条件による補正

- (1) 作業条件による補正は、各測量の歩掛に示す作業条件（地形、地物、縮尺、測量幅、測点間隔等）により変化率で補正する。

変化率は、相互に独立であると仮定し、代数和の形で種々の条件をとり入れる。直接作業費単価は各条件に対応する変化率の代数和に1を加えた値を標準単価に乗じて決める。ここでいう標準単価とは、本基準の標準歩掛等によって得られる単価である。

- (2) 変化率はそれぞれの条件における標準値を示すもので、おのずから若干の幅がある。したがって、適用に当たっては測量作業の諸条件を十分加味して積算する。また、条件が二つ以上にまたがる測量作業の場合は、延長、面積、作業量等のうち適当なものを「重み」とした加重平均値（小数点以下3位を四捨五入のうえ、小数点以下2位止め）を用いるものとする。

次に、縮尺については、一般に多く用いられると思われるものをベースとしているのでその中間のものが必要なときは、その前後の縮尺の歩掛を参考として修正のうえ適用することとする。

したがって、当該測量作業歩掛より大きな縮尺又は小さな縮尺のものについては別途検討のうえ積算するものとする。

なお、縮尺別の変化率を与えていない歩掛については、縮尺による変化率の増減はないものとしている。

[略]

(3) [略]

1-5 安全費の積算について

[略]

1-6 精度管理費の積算について

[略]

(表1-2)精度管理費係数表

測 量 作 業 種 別		精度管理費係数	
基 準 点 測 量	基 準 点 測 量	1級基準点測量	0.10 ⁺
		2級基準点測量	0.09 ⁺
		3級基準点測量	0.09 ⁺
		4級基準点測量	0.09 ⁺
	水 準 測 量	1級水準測量	0.09 ⁺
		2級水準測量	0.09 ⁺
		3級水準測量	0.09 ⁺
		4級水準測量	0.09 ⁺
応 用 測 量	路 線 測 量	線形決定	0.10 ⁺
		I P設置測量	0.10 ⁺
		中心線測量	0.10 ⁺
		縦断測量	0.10 ⁺
		横断測量	0.10 ⁺
地 形 測 量	現 地 測 量	0.05 ⁺	

注(1) 基準点測量及び水準測量に伴う基準点設置及び水準点設置も精度管理費の対象に含む。

(2) 精度管理費係数は同種測量であっても、その内容が技術的に極めて高度であるか、又は複雑困難であるときは、5%を超えない範囲で増加することができる。

(3) 精度管理費係数には、第三者による成果検定の費用は含まない。

したがって、本歩掛表より大きな縮尺又は小さな縮尺のものについては別途検討のうえ積算するものとする。

なお、縮尺別の変化率を与えていない測量は、縮尺による変化率の増減はないものとしている。

[略]

(3) [略]

1-5 安全費の積算について

[略]

1-6 精度管理費の積算について

[略]

(表1-2)精度管理費係数表

測 量 作 業 種 別		精度管理費係数	
基 準 点 測 量	基 準 点 測 量	1級基準点測量	0.10
		2級基準点測量	0.09
		3級基準点測量、基準点埋設	0.09
		4級基準点測量、基準点埋設	0.09
	水 準 測 量	1級水準測量	0.09
		2級水準測量	0.09
		3級水準測量	0.09
		4級水準測量	0.09
		水準点設置(永久標識)	0.09
		水準点設置(永久標識以外)	0.09
応 用 測 量	路 線 測 量	線形決定	0.10
		I P設置測量	0.10
		中心線測量	0.10
		縦断測量	0.10
		横断測量	0.10
地 形 測 量	現 地 測 量	0.05	

注(1) 精度管理費係数は同種測量であっても、その内容が技術的に極めて高度であるか、又は複雑困難であるときは、5%を超えない範囲で増加することができる。

(2) 精度管理費係数には、第三者による成果検定の費用は含まない。

3. 基準点測量

[略]

4. 路線測量

[略]

(削除)

4-1. 路線測量作業の変化率

[略]

4-2. 現地測量作業の変化率

[略]

4-3. その他の測量 [秋田県農林水産部]

(1) 面完了後の路線実施測量

[略]

摘 要

1 この表は耕地平地部の標準作業歩掛である。地域の異なる場合は P 3 - 19
又は P 3 - 22 の変化率表に応じて補正する。

2~4 [略]

(2)~(4) [略]

5. 用地調査等業務の価格積算基準

5-1. 適用範囲

[略]

5-2. 業務費の構成

用地調査等業務費の構成は次のとおりとし、2. 積算基準及び第4章 2. 積算基準に準拠するものとする。

(1) 用地測量業務

[略]

a 精度管理費

精度管理費は、測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等に要する費用である。

なお、この精度管理費の対象となる作業は、別表-2のとおりである。

また、積算は直接作業費のうち、直接人件費及び機械経費の合計額に別表-2の精度管理費係数を乗じて算出する。

精度管理費 = (直接人件費 + 機械経費) × 精度管理費係数

[略]

④ 諸経費

諸経費は、間接測量費と一般管理費等と合わせたものであり、次によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1,000円未満を切捨てとする。ただし、計上額が1,000円に満たないときには、100円未満切捨てとする。

(記載箇所の変更)

3. 路線測量

[略]

3-1. 基準点測量

[略]

路線測量作業の変化率

[略]

現地測量作業の変化率

[略]

その他の測量 [秋田県農林水産部]

(1) 面完了後の路線実施測量

[略]

摘 要

1 この表は耕地平地部の標準作業歩掛である。地域の異なる場合は P 3 - 28
の変化率表に応じて補正する。

2~4 [略]

(2)~(4) [略]

4. 用地調査等業務の価格積算基準

4-1. 適用範囲

[略]

4-2. 業務費の構成

用地調査等業務費の構成は次のとおりとし、3.2 積算基準に準拠するものとする。

(1) 用地測量業務

[略]

a 精度管理費

精度管理費は、測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等に要する費用である。

なお、この精度管理費の対象となる作業は、別表-3のとおりである。

また、積算は直接作業費のうち、直接人件費及び機械経費の合計額に別表-3の精度管理費係数を乗じて算出する。

精度管理費 = (直接人件費 + 機械経費) × 精度管理費係数

[略]

④ 諸経費

諸経費は、間接測量費と一般管理費等と合わせたものであり、次によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1,000円未満を切捨てとする。ただし、計上額が1,000円に満たないときには、100円未満切捨てとする。

諸経費は、直接測量費（成果検定費を除く。）に別表－1により求めた諸経費率を乗じて得た額とする。

$$\text{諸経費} = (\text{直接測量費} - \text{成果検定費}) \times \text{諸経費率}$$

[略]

別表－2 精度管理費係数表

測量作業種別		精度管理費係数
用地測量	現況実測平面図の作成	0.07
	横断面図の作成	0.07
	復元測量	0.07
	補助基準点の設置	0.07
	用地現況測量（建物等）	0.07
	境界点間測量	0.07
	面積計算	0.07
	用地実測図の作成	0.07
	用地平面図の作成	0.07

諸経費は、直接測量費（成果検定費を除く。）に別表－4により求めた諸経費率を乗じて得た額とする。

$$\text{諸経費} = (\text{直接測量費} - \text{成果検定費}) \times \text{諸経費率}$$

[略]

別表－3 精度管理費係数表

測量作業種別		精度管理費係数
用地測量	現況実測平面図の作成	0.07
	横断面図の作成	0.07
	復元測量	0.07
	補助基準点の設置	0.07
	用地現況測量（建物等）	0.07
	境界点間測量	0.07
	面積計算	0.07
	用地実測図の作成	0.07
	用地平面図の作成	0.07

別表－4 用地測量業務 諸経費率表

(1) 諸経費率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	B	
率又は変数値	91.2 %	371.23	-0.107	51.7 %

(2) 算定式

$$Z = A \times X^b$$

ただし、Z：諸経費率（単位：%）

X：直接測量費（単位：円）【成果検定費を除く。】

A、b：変数値

（注）諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位止めとする。

(削除)

5-3. 標準歩掛 [略]

(2) 用地調査業務

1) 打合せ協議

用地調査業務の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の概算は、下表により行うものとする。

打合せ協議	主任技師	技師 A	技師 B	備考
着手時前	0.5	0.5	0.5	中間打合せ 1回当たり
中間打合せ	0.5	0.5	0.5	
成果物納入時	0.5	0.5	0.5	

注1 中間打合せの回数は、下記業務区分に記載の標準回数を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

土地利用履歴等調査	1回 (ただし、第二段階調査をする場合は2回)
建物等の調査	2回
営業その他の調査	2回
消費税等調査	計上しない
千歳調査	1回
移転工法費の検討等	2回
再算定業務	計上しない
土地評価	3回
補償説明	3回
地盤変動影響調査等	1回 (ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回)
費用負担の説明	2回
騒音等調査	計上しない
事業認定申請図書等の作成 (相談用資料の作成)	3回 (申請図書の作成) 1回
(決裁申請図書の作成)	1回 (明渡裁決申立図書の作成) 1回
保安解除等申請図書の作成	2回
完了図書の作成	2回
内水面漁業権等の調査	2回

注2 複数の用地調査の区分(例「建物等の調査」と「営業その他の調査」など)の業務を同時に発注するときは、各業務区分の中間打合せ回数をそれぞれ計上するものとする。

2) 現地踏査

現地踏査は、用地調査等の着手に先立ち現地の概況を把握するために行うものである。

この場合に複数の用地調査の区分(例えば「建物等の調査」と「営業その他の調査」)を同一の業務として発注するときは、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上するものとする。

4-3. 標準歩掛 [略]

(2) 用地調査業務

1) 打合せ協議

用地調査業務の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の概算は、下表により行うものとする。

打合せ協議	主任技師	技師 A	技師 B	備考
着手時前	0.5	0.5	0.5	中間打合せ 1回当たり
中間打合せ	0.5	0.5	0.5	
成果物納入時	0.5	0.5	0.5	

注1 中間打合せの回数は、下記業務区分に記載の標準回数を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

土地利用履歴等調査	1回 (ただし、第二段階調査をする場合は2回)
建物等の調査	1回
営業その他の調査	1回
消費税等調査	計上しない
千歳調査	2回
移転工法費の検討等	2回
再算定業務	計上しない
土地評価	3回
補償説明	2回
地盤変動影響調査等	1回 (ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回)
費用負担の説明	2回
騒音等調査	計上しない
事業認定申請図書等の作成 (相談用資料の作成)	2回 (申請図書の作成) 1回
(決裁申請図書の作成)	1回 (明渡裁決申立図書の作成) 1回
保安解除等申請図書の作成	2回
完了図書の作成	2回
内水面漁業権等の調査	2回

注2 複数の用地調査の区分(例「建物等の調査」と「営業その他の調査」など)の業務を同時に発注するときは、主たる業務区分の中間打合せ回数を基本とし、必要に応じて中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

2) 現地踏査

現地踏査は、用地調査等の着手に先立ち現地の概況を把握するために行うものである。

この場合に複数の用地調査の区分(例えば「建物等の調査」と「営業その他の調査」)を同一の業務として発注するときは、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上するものとする。

第4章 設計

1. 一般事項

1-1. ～1-2. [略]

6) 個別補正の計算例

埋設排水工実施設計 A=0.8a

作業項目	標準歩掛	全体補正	作業項目別補正	個別補正	補正率 ②×③× ④=⑤	歩掛 ①×⑤	金額
	①	②	③	④			
1-1. 現地調査 現地調査	2.0		0.75	1.00	0.000	0.00	a 1
1-2. 現地調査 地耐力調査	1.0	1.0	0.65	1.00	0.000	0.00	a 2
4-4. 施設設計 埋設排水施設設計	1.0		0.80	1.00	0.000	0.00	a 4
4-5. 施設設計 数量計算	4.0		0.65	1.10	0.000	0.00	a 5
小計							x'
13. 調査	1.0		1.00	1.00	0.000	0.00	y
14. 点検取りまとめ	2.0		0.60	1.00	0.000	0.00	t
計	11.0					0.00	x'

※設計歩掛による補正

① 「4-5. 施設設計 数量計算」の個別補正の算出

$$\text{補正値} = \frac{a 4 \text{ (当該実施設計の項目4-4の金額)}}{s 1 \sim s 4 \text{ の合計 (全作業項目計上の項目4-1～4-4の金額の合計)}}$$

② 「13. 調査」及び「14. 点検取りまとめ」の個別補正の算出

$$\text{補正値} = \frac{x' \text{ (当該実施設計の項目1-1～4-5の金額の合計)}}{x \text{ (全作業項目計上の項目1-1～12の金額の合計)}}$$

[全ての作業項目を計上]

作業項目	標準歩掛	全体補正	作業項目別補正	補正率 ②×③× ④=⑤	歩掛 ①×⑤	金額
	①	②	③			
1-1. 現地調査 現地調査	2.0		0.75	0.750	1.50	A 1
1-2. 現地調査 地耐力調査	1.0		0.65	0.650	0.65	A 2
1-3. 現地調査 道路用排水系統調査	1.0		0.80	0.800	0.80	A 3
・	・		・	・	・	・
・	・		・	・	・	・
・	・		・	・	・	・
3-9. 計画・設計諸元 計画排水量	1.0		0.70	0.700	0.70	K 9
3-10. 計画・設計諸元 排水路水理計算	1.0		0.80	0.800	0.80	K 10
4-1. 施設設計 道路、用排水路標準断面図作成	4.0		0.70	0.700	2.80	S 1
4-2. 施設設計 附属施設設計	3.0	1.0	0.60	0.600	1.80	S 2
4-3. 施設設計 敷地計算	1.0		0.65	0.650	0.65	S 3
4-4. 施設設計 埋設排水施設設計	1.0		0.80	0.800	0.80	S 4
4-5. 施設設計 数量計算	4.0		0.65	0.650	2.60	S 5
6-1. 送排水管路工 水理計算、構造計算	1.0		1.0	1.000	1.00	H 1
6-2. 送排水管路工 覆断面作成	2.0		1.0	1.000	2.00	H 2
・	・		・	・	・	・
・	・		・	・	・	・
・	・		・	・	・	・
12. 概算工事費概算	1.0		0.55	0.550	0.55	G
小計						X
13. 調査	1.0		1.00	1.000	1.00	Y
14. 点検取りまとめ	2.0		0.60	0.600	1.20	T
計	31.0				23.85	Z

※設計歩掛による補正

第4章 設計

1. 一般事項

1-1. ～1-2. [略]

(追加)

2. 積算基準

2-1. ～2-3. [略]

2-4. 設計業務費の積算

2-4-1. 建設コンサルタントを対象とする場合
[略]

(1) 直接人件費

当該設計業務に必要な技術者を積上げて算定する。
なお、直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

1) 所要人員

所要人員は、「**農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）**」又は本要領によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

2) 基準日額

基準日額は、「実施単価表」によるほか、実状に即した賃金を採用するものとする

(2)～(3) [略]

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、次の式により算定して得た額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は設計業務価格に占める一般管理費等の割合であり、3.5%とする。

(5) 消費税相当額

消費税相当額は、設計業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

秋田県農業農村整備事業設計業務標準歩掛
[略]

地すべり対策事業 対策工設計標準歩掛

1. 適用
[略]

2. 作業内容
[略]

3. 歩掛
1) ～ 4) [略]

5) 隧道暗渠工設計
[略]

注) 1. 隧道延長200m当たりとする。

2. 形式による修正要因

ライナープレート	シールド
1.0	1.5

[略]

2. 積算基準

2-1. ～2-3. [略]

2-4. 設計業務費の積算

2-4-1. 建設コンサルタントを対象とする場合
[略]

(1) 直接人件費

当該設計業務に必要な技術者を積上げて算定する。
なお、直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

1) 所要人員

所要人員は、本要領によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

2) 基準日額

基準日額は、「実施単価表」によるほか、実状に即した賃金を採用するものとする

(2)～(3) [略]

(4) 一般管理費

一般管理費は、次の式により算定して得た額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は設計業務価格に占める一般管理費等の割合であり、3.5%とする。

(5) 消費税相当額

消費税相当額は、設計業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

秋田県農業農村整備事業設計業務標準歩掛
[略]

地すべり対策事業 対策工設計標準歩掛

1. 適用
[略]

2. 作業内容
[略]

3. 歩掛
1) ～ 4) [略]

5) 隧道暗渠工設計
[略]

注) 1. 隧道延長200m当たりとする。

2. 形式による修正要因

木製	ライナープレート	シールド
0.8	1.0	1.5

[略]